



2024年11月 新情報

KMC CONSULTING COMPANY LIMITED

Hotline: +84 81 489 4789 (英語) | +84 91 988 9331 (日本語)

URL: www.kmc.vn | Email: info@kmc.vn

内容

1	2024年10月14日付け、税務総局発行の、他の省、市における投資プロジェクトに対する付加価値税の申告および還付に関するオフィシャルレター・第4566/TCT-KK号	GTGT
2	2024年10月21日付け、ビンズオン省税務局発行の、税関機関による課税額の確定に対する付加価値税の申告についてのオフィシャルレター・第27613/CTBDU-TTHT号	GTGT
3	2024年10月31日付け、税務総局発行の、付加価値税の還付手続きに関する地方税務局へのガイドラインであるオフィシャルレター・第4922/TCT-CS号	GTGT
4	2024年10月24日付け、税務総局発行の、建設許可がまだ下りていない工事に関する付加価値税および法人税の申告についてのオフィシャルレター・第4781/TCT-CS号	GTGT
5	2024年8月28日付け、税務総局発行の、輸出加工企業に転換した企業のプロジェクトに対する付加価値税の還付についてのオフィシャルレター・第3813/TCT-CS号	GTGT
6	2024年10月23日付け、税務総局発行の、確定申告時における扶養控除対象が納税者の実子である場合に関する所得税政策についてのオフィシャルレター・第4761/TCT-DNNCN号	TNCN

内容

7	2024年10月30日付け、税務総局発行の、所得税の確定申告を適切に委任しなかった納税者の取り扱いについてのオフィシャルレター・第4917/TCT-DNNCN号	TNCN
8	2024年7月30日付け、ビンズオン省税務局発行の、外国人個人の株式譲渡に対する個人所得税政策についてのオフィシャルレター・第21336/CTBDU-TTHT号	TNCN
9	2024年7月12日付け、会社の福利厚生政策に基づくギフト券または実物ギフトに関する支出に関するハノイ市税務局発行のオフィシャルレター・第40757/CTHNTTHT号	TNCN
10	2024年10月21日付け、ビンズオン省税務局発行の、税関機関による税額の課税額確定に関する法人税申告についてのオフィシャルレター・第27613/CTBDU-TTHT号	TNDN
11	2024年6月17日付け、ビンズオン省税務局発行の、製品保証費用に対する法人税の税務政策についてのオフィシャルレター・第15962/CTBDU-TTHT号	TNDN
12	2024年11月5日付け、総税務局発行の、販売割引および商業割引に対する請求書の発行についてのオフィシャルレター・第4991/TCT-CS号	HD

内容

<u>13</u>	2024年10月21日付け、ビンズオン省税務局発行の、商業割引請求書およびフォーム04/SS-HĐĐTを税務局に提出する件についてのオフィシャルレター・第27609/CTBDU-TTHT号	HD
<u>14</u>	2024年6月7日付、ビンズオン省税務局発行の、品質、規格に合わない商品に対する返品請求書の発行についてのオフィシャルレター・第15340/CTBDU-TTHT号	HD
<u>15</u>	2024年11月14日付け、ホーチミン市労働・傷病兵・社会問題局発行の、2024年12月5日までに労働者雇用状況報告書を提出する件についてのオフィシャルレター・第28690/SLĐTĐXH-VLATLĐ号	LD
<u>16</u>	2024年10月30日付け、社会保険の、2024年12月から社会保険機関は年金および社会保険手当の支給を、受給者の個人口座に毎月振り込むことについてのオフィシャルレター・第8126/BHXX-KHTC号	LD

1 他省、市における投資プロジェクトに対する付加価値税の申告および還付に関するガイドライン

2024年10月14日付け、税務総局発行の、他省、市における投資プロジェクトに対する付加価値税の申告および還付に関するオフィシャルレター・第4566/TCT-KK号:

ビンズオン省に本社があり、ビンディン省で新規投資プロジェクトを実施している会社で2021年2月にプロジェクトの稼働を始めた場合、会社は投資プロジェクトに対する付加価値税の還付申請書を納めず、未還付の付加価値税を投資プロジェクトの付加価値税として事業生産活動の申告書・フォーム01/GTGTに転記したのであれば、輸出商品に対する仕入れ付加価値税額（投資活動の仕入れ、建設、固定資産形成のための付加価値税を含む、投資に関する法律の規定に合い、そして輸出商品が生産、経営活動のためのもの）が、国内消費される商品、サービスの付加価値税額との相殺後、残りが3億ドン以上の場合には還付される。輸出商品やサービスの還付される付加価値税額は、輸出商品、サービスの売上高に10%を掛けた（×）額を超えてはならない。

2 税関機関による課税額の確定に対する付加価値税申告のガイドライン

2024年10月21日付け、ビンズオン省税務局発行の、税関機関による課税額の確定に対する付加価値税の申告についてのオフィシャルレター・第27613/CTBDU-TTHT号:

会社が税関機関の課税決定に基づき納付すべき税額が発生した場合、税関が脱税や不正行為に対して罰則を科す場合を除き、

会社は、税関の課税決定に基づき納付した仕入れ付加価値税の全額を、通達・第26/2015/TT-BTC 号の第1条10項に規定された付加価値税の控除条件を満たすのであれば、申告、控除することができる。

3 付加価値税の還付手続きに関する地方税務局へのガイドライン

2024年10月31日付け、税務総局発行の、付加価値税の還付手続きに関する地方税務局へのガイドラインであるオフィシャルレター・第4922/TCT-CS号：

還付申告書の処理中の場合、税務総局が地方税務局に対して、税務局が還付条件を満たす税額を確認した場合は、納税者に対してその税額を還付し、還付申告書のすべての確認結果を待たずに処理を行うよう指示し、税額の確認が必要な場合や納税者に対して説明を求めたり、書類の追加を要求した場合は、規定に従い条件が整った際に還付手続きを行うこととされている。

建設許可がまだ下りていない工事に関する付加価値税および法人税の申告に関するガイドライン

2024年10月24日付け、税務総局発行の、建設許可がまだ下りていない工事に関する付加価値税および法人税の申告についてのオフィシャルレター・第4781/TCT-CS号：

建設許可が権限のある国家機関からまだ下りておらず、また、2014年の建設法第89条の規定に基づき建設許可が免除される対象にも該当しない工事、土地に付帯した財産所有権証明書も権限のある国家機関より発給されていない場合、その土地が会社の借地で有形固定資産であっても、仕入れ付加価値税の控除の条件を満たさず、法人所得税を算出する際の減価償却費用として計上する条件も満たさない。

5 輸出加工企業に転換した企業のプロジェクトに対する付加価値税の還付

2024年8月28日付け、税務総局発行の、輸出加工企業に転換した企業のプロジェクトに対する付加価値税の還付についてのオフィシャルレター・第3813/TCT-CS号：

以前は、付加価値税を控除方式で納付していた納税者が、新規投資プロジェクトを実施し、その投資プロジェクトに対する仕入れ付加価値税が企業が輸出加工企業に転換する前に発生した場合、納税者は転換前の段階における投資プロジェクトに対する付加価値税の還付申請書類を規定に従って提出することができる。

6 確定申告時における扶養控除対象が納税者の実子である場合に関する所得税政策

2024年10月23日付け、税務総局発行の、確定申告時における扶養控除対象が納税者の実子である場合に関する所得税政策についてのオフィシャルレター・第4761/TCT-DNNCN号：

納税者（NNT）が2023年の課税年度で実子を扶養控除対象として計算していなかった場合、確定申告を行い、扶養控除の申請を行う際、扶養義務が発生した月から扶養控除を適用することができる。

納税者（NTT）が補足申告を行ったが税務義務に変更がない場合、追加申告の説明書類及び政令・第126/2020/ND-CP号の第7条4項aの規定に従った各資料のみを提出すればよい。

7 所得税の確定申告を適切に委任しなかった納税者の取り扱いに関するガイドライン

2024年10月30日付け、税務総局発行の、所得税の確定申告を適切に委任しなかった納税者の取り扱いについてのオフィシャルレター・第4917/TCT-DNNCN号

納税者が会社に確定申告を委任した場合、納税者が税務局に直接確定申告を行うべき対象であることが判明した場合：

- + 会社は個人所得税の確定申告の再修正をしない。
- + 納税者が規定に従って確定申告を行うために、会社は税控除の証明書を出す。

8 外国人個人の株式譲渡に対する個人所得税の政策

2024年7月30日付け、ビンズオン省税務局発行の、外国人個人の株式譲渡に対する個人所得税政策についてのオフィシャルレター・第21336/CTBDU-TTHT号：

企業とベトナムに不在の外国人個人との間で資本譲渡活動が発生した場合、財務省の2013年8月15日付けの通達・第111 /2013/TT-BTC号の第11条、第20条に在る案内に従って、企業はベトナムに不在の外国人個人に代わって個人所得税を源泉徴収し、申告、納税する責任を負う。

9 会社の福利厚生政策に基づくギフト券または実物ギフトに対する個人所得税政策

2024年7月12日付け、会社の福利厚生政策に基づくギフト券または実物ギフトに関する支出に関するハノイ市税務局発行のオフィシャルレター・第40757/CTHNTTHT号：

会社の福利厚生政策に基づくギフト券または実物ギフトに関する支出は、給与や賃金以外の利益とみなされ、及び個人所得税の課税対象となる。課税対象となる所得の確定時期は、組織または個人が労働者に対して収入を支払った時である。

もし、会社が提出した税務申告書に誤りを発見した場合、税務管理法および関連する案内の政令に従って、誤りがある該当する月次または四半期の申告書を含む、訂正申告を行う必要がある。

10 税関機関による課税額確定に対する法人税申告のガイドライン

2024年10月21日付け、ビンズオン省税務局発行の、税関機関による税額の課税額確定に関する法人税申告についてのオフィシャルレター・第27613/CTBDU-TTHT号：

税関機関の課税額決定に基づき支払うべき税金が発生した会社の場合、税関機関が脱税や不正行為に対して罰則を科す場合を除き：

会社は、税関機関の税額決定に基づき支払った輸入税額を、財務省の通達・第96/2015/TT-BTC号の第4条の規定を満たす場合、法人税課税所得の算出をする際に控除可能な費用として計上することができます。

11 製品保証費用に対する法人所得税の税務政策

2024年6月17日付け、ビンズオン省税務局発行の、製品保証費用に対する法人税の税務政策についてのオフィシャルレター・第15962/CTBDU-TTHT号：

販売店や代理店を通じて顧客に提供される無料保証費用（保証条件は各製品の保証書に記載されている）で、2015年6月22日付け、財務省の通達・第96/2015/TT-BTC号第4条に規定された条件を満たす場合、メーカーによる不良品を含め、法人税課税所得の算出の際に控除可能な費用として計上できる。

12 販売割引および商業割引に対する請求書の発行

2024年11月5日付け、総務局発行の、販売割引および商業割引に対する請求書の発行についてのオフィシャルレター・第4991/TCT-CS号：

商業割引は商品やサービスの数量や売上高に基づいて計算される原則につき、販売された商品に対する割引額は最終購入時または次回における販売商品、サービスの請求書で調整される。割引額が販売割引プログラム（期間）の終了時に計上された場合は、調整請求書を作成し、調整が必要な請求書番号、金額、調整税額を記載したリストを添付する必要がある。調整請求書に基づいて、売り手と買い手は相当の売上高、税額の調整申告を行う。

それにより、会社が契約書の基本契約、契約附属書、及び会社と顧客との間で締結された販売契約に基づいて販売割引や商業割引が発生した場合、会社はその実施に関する適法性や正確性を証明するための書類が十分あり、これらの資料に基づいて、会社は販売商品の請求書の調整を行う。調整請求書を基に会社は規定に従い販売売上高の調整申告を行う。

13 商業割引請求書およびフォーム04/SS-HDĐTを税務機関に提出する

2024年10月21日付け、ビンズオン省税務局発行の、商業割引請求書およびフォーム04/SS-HDĐTを税務局に提出する件についてのオフィシャルレター・第27609/CTBDU-TTHT号：

商品が規格や品質に合わないため返品された場合、売主は返品商品の請求書を発行し、前回発行した請求書を訂正または差し替えるため、返品商品について明記された合意書とともに、返品商品の請求書を作成しなければならない。

商業割引請求書の場合：

会社が法律の規定に基づき顧客に対して商業割引を適用する場合、その商業割引項目を請求書に明記しなければならない。

商業割引が商品やサービスの数量、売上高に基づいて計算される場合、割引額は最終購入時または次回における商品、サービス販売請求書に調整して反映される。

13 商業割引請求書およびフォーム04/SS-HDĐTを税務機関に提出する

割引額が販売割引プログラム（期間）の終了時に計上される場合、調整請求書を作成し、調整が必要な請求書番号、金額、税金額を記載したリストを添付する必要がある。調整請求書には誤りを訂正するのではないため、会社はマイナス金額を記載しない。

誤りがある請求書の処理の場合に対して：

政令・第123/2020/ND-CP 号第19条1項および2項aに在る規定に従って、会社が請求書の誤りを処理する場合、本政令の付録IAで発行されているフォーム・第04/SS-HDĐT号を税務局へ提出する必要がある。請求書の誤りを政令・第123/2020/ND-CP 号第19条2項bに基づいて処理した場合、税務機関に対してフォーム・第04/SS-HDĐT号による誤りである通知を送る必要はない。

14 品質や規格が合わない商品について返品請求書を発行する

2024年6月7日付、ビズオン省税務局発行の、品質、規格に合わない商品に対する返品請求書の発行についてのオフィシャルレター・第15340/CTBDU-TTHT号：

商品が規格や品質に合わないため返品される場合、売主は返品請求書を発行し、以前に発行した請求書を減額または差し替え、返品された商品についての合意書を添付する必要がある。

15 労働者の雇用状況報告書の提出期限

2024年11月14日付け、ホーチミン市労働・傷病兵・社会問題局発行の、2024年12月5日までに労働者雇用状況報告書を提出する件についてのオフィシャルレター・第28690/SLDTBXH-VLATLD号：

2020年12月14日付け、政府の政令・第145/2020/NĐ-CPに基づき、労働条件と労働関係に関する労働法典のいくつかの規定について詳細に規定、及び実施ガイドラインを定めている（略して政令・第145/2020/NĐ-CP号と呼ぶ）。

1. 報告実施対象者：

労働者を雇用し、ホーチミン市内に事業所または活動拠点を有する企業、機関、組織（略してユニットと呼ぶ）

2. 報告の内容：

2020年12月14日付、政令・第145/2020/NĐ-CP号の付録Iのフォーム・第01/PLI号に従った2024年の労働者雇用状況報告書（様式を添付）

15 労働者の雇用状況報告書の提出期限

3. 報告書の形式および納付期限:

3.1. 報告書の納付形式:

以下の二つの内の一つを選択することができる:

a- 国家サービスポータルで納付:

電子ポータルにある「強制的な社会保険（社会保険）、健康保険、失業保険の調整申請手続きおよび労働雇用状況報告」を実施するユニット: <https://dichvucong.gov.vn>

b- 労働・疾病兵・社会問題局で納付する:

ユニットは、オンライン形式で労働・疾病兵・社会問題局に報告書を送付。方法は次の通り:

- Googleフォームのリンクにアクセスする: <https://forms.gle/oqUdAUkzCrDpdY1J9>

- または、QRコード（添付ファイル）をスキャンしてリンクにアクセスする

オンラインで送信される報告書には、業務の追跡と取りまとめを便利にするために、一般的な情報、署名と赤い印章が押印された報告書のコピー（拡張子*.pdf）およびソフト文書（拡張子*.xls, *.xlsx）が含まれる。

15 労働者の雇用状況報告書の提出期限

3.2. 報告書の納付期限：2024年12月5日まで

上記期限を過ぎると、労働局は報告書を受け付けず、同時に企業の法令遵守状況を確認するための根拠として取りまとめる。

16 2024年12月からの年金、社会保険手当の支給日程の調整

2024年10月30日付け、社会保険の、2024年12月から社会保険機関は年金および社会保険手当の支給を、受給者の個人口座に毎月振り込むことについてのオフィシャルレター・第8126/BHXH-KHTC号：

ホーチミン市社会保険は、現金支払いでない方法に対して毎月1日からの支給を開始、現金での支給に対しては、支給を2日から10日までの間にすべての支払い所で行い、月の11日から25日までの間は郵便局での取引を現金による支給を行う。

年金および社会保険給付金の支給スケジュール：

- ATM口座を通じた支給：12月から、ホーチミン市社会保険は毎月1日から受給者の口座に直接振り込む。

16 2024年12月からの年金、社会保険手当の支給日程の調整

- 現金による支給形式：ホーチミン市郵便局は各所で毎月4日から10日まで支給を行い、続けて、各中央郵便局および各郡の郵便局で11日から25日まで支給を行う。

注意：支給日が土曜日、日曜日、または祝日と重なる場合、支給日は翌営業日となる。

Abbreviations

VAT	Value Added Tax	MOF	Ministry of Finance
PIT	Personal Income Tax	GDT	General Department of Taxation
CIT	Corporate Income Tax	MOIT	Ministry of Industry and Trade
FCT	Foreign Contractor Tax	MOLISA	Ministry of Labor, War Invalids and Social Affairs
SCT	Special Consumption Tax	DPI	Department of Planning and Investment
IET	Import and Export Tax	SBV	The State Bank of Vietnam
OTH	Other	EPE	Export processing enterprises
OL	Official Letter	EPZ	Export Processing Zone
ACC	Accounting	IZ	Industrial Zone
LAB	Labor		



2024年11月 新情報

KMC CONSULTING COMPANY LIMITED

Hotline: +84 81 489 4789 (英語) | +84 91 988 9331 (日本語)

URL: www.kmc.vn | Email: info@kmc.vn

本情報はベトナムにおける税務・会計・投資及び人事労務に関する規定等をアップデートしています。あくまでも、ご参考としていただき、ご決定前には、必ず専門家の意見を伺って下さい。





お問合せ

KMC CONSULTING COMPANY LIMITED

HO CHI MINH OFFICE

Unit 603, 6F, Citilight Tower, 45 Vo Thi Sau Street, Dakao Ward, District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam

Tel: +84 8 3820 5731/ 2 | Fax: +84 8 3820 0906

HA NOI OFFICE

19F, Tower 1, Capital Place Building, 29 Lieu Giai Street, Ngoc Khanh Ward, Ba Dinh District, Hanoi city, Vietnam

Tel: +84 81 489 4789

TOKYO OFFICE

Corporate Advisers Inc

Japan Tokyo-to Chiyoda-ku, Kasumigaseki 3-2-5 Kasumigaseki Building 33F

Tel: +81 3 3593 3238 | Fax: +81 3 3593 3248



URL: www.kmc.vn

Email: info@kmc.vn

Hotline in English: +84 81 489 4789

Hotline in Japanese: +84 91 988 9331

